



国海査第 64 号の 4
平成 24 年 5 月 30 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 榎田 實 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 園田 敏彦



バラスト水管理システム施行前試験合格証明書の交付について

「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約」(仮称・未発効)に定めるバラスト水管理システムの主管庁による承認手続き(IMO G8 Guidelines)に関し、我が国では条約発効前の対応措置として、平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海査第 345 号「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(仮訳)に規定されるバラスト水管理システムに係る型式承認制度の運用について」によりバラスト水管理システム施行前試験基準及びバラスト水管理システム施行前試験等実施要領を定めたところです。

このたび、下記の事業者が製造するバラスト水管理システムにつき、バラスト水管理システム施行前試験等実施要領(平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海査第 345 号別添 2)の規定に基づき、バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたので通知いたします。

貴会会員各位への周知をお願いいたします。

記

証明を受けた者 : Techcross Inc.
Bubang B/D 156-1, Samsung-dong, Gangnam-gu, Seoul
Republic of Korea
名称 : Electro-Cleen System (ECS)
承認番号・型式
及び定格処理能力 : 第 5-1 号 ECS-300A (75 ~ 2400 m³/h)
第 5-2 号 Ex_ECS-300A (75 ~ 2400 m³/h)
第 5-3 号 ECS-600A (150 ~ 6000 m³/h)
主たる製造事業場 : Techcross Inc.

